

## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

# 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、南区内公園便所清掃業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務場所  
別紙、公園便所清掃業務一覧表のとおり。
- 3 業務の実施日及び時間
  - (1) 業務の実施日は、原則として業務内容に定める清掃周期で行うこと。
  - (2) 作業時間は、各便所において5分以上とし、「5 清掃作業」に示す清掃が終わるまで作業をすること。
  - (3) 昼間に作業を行うこと。  
条件等により、夜間作業を行う場合は発注者と協議すること。

## 4 業務の内容

この業務に係る実施数量は、次のとおりとする。

作業日は下表のとおりとし、B公便で行う清掃周期週3回については月・水・金曜日で見込んだ日数を計上しており、前記の見込み日が祝祭日となる場合は、翌日作業で計上している。

また、便所清掃が必要となった場合には発注者と協議の上、作業日を変更することがある。

清掃分類	対象便所数	清掃周期	延回数
A公便	4か所	12月29、30、31日、1月1、2、3日と 日曜・祝祭日を除く毎日	290回
B公便	53か所	12月29、30、31日、1月1、2、3日と 日曜・祝祭日を除く週3回	154回
計	57か所		

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
A公便	25	23	26	26	25	22	26	23	23	23	22	26	290回
B公便	13	13	13	14	13	13	13	13	11	12	12	14	154回

## 5 清掃作業

清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。

- (1) 清掃作業中は、利用者に清掃中であることを知らせる表示板を掲げること。清掃作業中の利用希望については、可能な限り対応すること。
- (2) 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境とすること。
- (3) 便器・手洗器は必ず水洗いすること。汚物等が付着している場合は、薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。水洗い後は、水気を残さないよう拭き取ること。
- (4) 床はほうき等で掃き、ごみや砂等を除去する。特に汚れが激しい場合は、水洗いし、床に水気が残らないよう排水すること。
- (5) 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し水で洗い流すこと。洗い流した後は、水気が残らないよう拭き取ること。ただし、水をかけると支障のある内装仕上材が使用されている場所や電気BOX・蛍光灯等の付近は、水をかけずに雑巾等を使用し、目地等を傷めないように清掃すること。

- (6) 便器及び排水管に夾雑物の詰まりが生じた場合は、これを除去し洗浄すること。  
なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (7) 扉・取手・鏡・柵・手摺・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン・バルブ等の汚れはタオル等で除去すること。
- (8) 夾雑物・ゴミ等は、臭気のない状態にして搬出し、公園内のごみ箱へ投棄すること。ごみ箱がない場合は、発注者の指示する場所に投棄すること。
- (9) シンナー等の薬品を使用しなければ消去できない落書きについては、速やかに発注者に連絡すること。
- (10) 便器、取手、手摺等の水気が残ると便所の利用に支障となる箇所については、水気が残らないよう拭き取ること。

## 6 遵守事項

- (1) 公園利用者や近隣住民に不快感をあたえないよう留意すること。
- (2) 故障及び破損等異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 異臭等周囲に多大な迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急措置を講じるとともにその原因を調査し、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (4) 汲み取り式便所については、便槽内及び汲み取り口等に必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を散布すること。また、便槽の満杯等の汲み取りの必要性を点検し、必要と認めた場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) 受注者は、業務の実施に関し、方法等不明な点や本特記仕様書に示した以外のトラブル及び異常が発生した場合は、独断で処理することなく速やかに発注者に連絡すること。

## 7 報告事項

- (1) 業務の実施にあたっては、契約締結後、速やかに年間計画表を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、本業務に従事する現場責任者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、下記の書類等を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
  - ア 業務実施報告書（所定の様式による）
  - イ 月報
  - ウ 清掃確認表
  - エ 写真（写真撮影に関しては公園緑地等維持管理標準仕様書によるほか、下記のとおりとする。）
    - (ア) 便所につき月1回以上写真を撮影すること。
    - (イ) 清掃が確認できるよう作業前及び作業後の写真をそれぞれ撮影すること。
    - (ウ) 全景及び便器・手洗器の写真をそれぞれ撮影すること。
    - (エ) 上記(ウ)の写真の撮影について、便所が男性用、女性用及び多目的に分かれている場合には、それぞれ撮影すること。
    - (オ) 写真には日付を表示すること。

- 8 本特記仕様書に定められていない事項については、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

公園便所清掃業務表

NO	公園名	所在地	種類	便所面積 (㎡)	清掃回数		清掃分類	備考
					回数(週)	延回数(年)		
1	大正橋公衆便所	の場町二丁目7番	水洗	13.54	6	290	A	
2	松川公園	松川町4番	水洗	7.49	6	290	A	
3	比治山本町便所	比治山本町20番	水洗	44.10	6	290	A	
4	東部河岸緑地	段原四丁目8番	水洗	21.24	6	290	A	
5	東雲第一公園	東雲一丁目11番	水洗	7.55	3	154	B	
6	東雲第二公園	東雲二丁目9番	水洗	8.64	3	154	B	
7	東雲第三公園	東雲三丁目11番	水洗	7.55	3	154	B	
8	東雲本町公園	東雲本町二丁目11番	水洗	7.55	3	154	B	
9	大州公園	大州四丁目6番	水洗	7.55	3	154	B	
10	大州第一公園	大州五丁目8番	水洗	7.55	3	154	B	
11	大州第二公園	大州三丁目9番	水洗	7.55	3	154	B	
12	西霞町公園	西霞町11番	水洗	6.82	3	154	B	
13	西蟹屋第二公園	西蟹屋四丁目3番	水洗	7.49	3	154	B	
14	山城町公園	旭三丁目12番	水洗	7.49	3	154	B	
15	旭町公園	西旭町22番	水洗	3.06	3	154	B	
16	日宇那公園	日宇那町10番	水洗	7.55	3	154	B	
17	比治山下公園(西側)	比治山下町8番	水洗	7.55	3	154	B	
18	比治山下公園(東側)	比治山下町8番	水洗	7.55	3	154	B	
19	翠町第一公園	翠五丁目18番	水洗	7.55	3	154	B	
20	翠町第二公園	翠三丁目4番	水洗	10.00	3	154	B	
21	皆実町公園	皆実町二丁目5番	水洗	7.55	3	154	B	
22	千田廟公園	宇品御幸一丁目8番	水洗	7.55	3	154	B	
23	宇品第一公園(西側)	宇品東二丁目1番	水洗	7.55	3	154	B	
24	宇品第一公園(東側)	宇品東二丁目1番	水洗	7.55	3	154	B	
25	宇品第二公園	宇品御幸四丁目1番	水洗	7.55	3	154	B	
26	宇品第四公園	宇品東七丁目8番	水洗	8.97	3	154	B	
27	宇品第五公園	宇品海岸三丁目5番	水洗	7.35	3	154	B	
28	宇品第六公園	宇品西四丁目4番	水洗	7.55	3	154	B	
29	宇品西公園	宇品御幸二丁目6番	水洗	10.35	3	154	B	
30	宇品東第二公園	宇品東六丁目1番	水洗	3.06	3	154	B	
31	宇品海岸第二公園	宇品海岸三丁目8番	水洗	7.55	3	154	B	
32	出島西公園	出島二丁目22番	水洗	9.12	3	154	B	
33	丹那公園	丹那町8番	水洗	7.55	3	154	B	
34	丹那西公園	丹那町23番	水洗	7.55	3	154	B	
35	仁保緑地	仁保二丁目4番	水洗	7.55	3	154	B	
36	仁保中洲公園	仁保二丁目21番	水洗	7.55	3	154	B	
37	湖崎公園	東臺三丁目18番	水洗	28.75	3	154	B	
38	柞木公園	仁保三丁目2番	水洗	7.35	3	154	B	
39	本浦公園	東本浦町12番	水洗	7.55	3	154	B	
40	洋光台第三公園	向洋新町三丁目27番	水洗	7.55	3	154	B	
41	段原第五公園	段原三丁目11番	水洗	13.92	3	154	B	
42	洋光台第一公園	向洋新町一丁目15番	水洗	14.17	3	154	B	
43	比治山公園(まんが図書館)	比治山公園	水洗	33.00	3	154	B	
44	比治山公園(富士見台展望広場)	比治山公園	水洗	30.88	3	154	B	
45	比治山公園(現代美術館下)	比治山公園	水洗	38.00	3	154	B	
46	比治山公園(第二駐車場)	比治山公園	水洗	11.47	3	154	B	
47	比治山公園(NHK送信所東側広場)	比治山公園	水洗	11.47	3	154	B	
48	比治山公園(さくら広場)	比治山公園	水洗	11.47	3	154	B	
49	黄金山緑地(山頂広場)	黄金山町	水洗	11.47	3	154	B	
50	段原日出第一公園	段原日出一丁目12番	水洗	10.56	3	154	B	
51	段原山崎第二公園	段原山崎二丁目6番	水洗	10.56	3	154	B	
52	上東雲町河岸公園	段原日出二丁目1番	水洗	5.41	3	154	B	
53	上東雲第一公園	上東雲町9番	水洗	10.56	3	154	B	
54	出島東公園	出島一丁目22番	水洗	16.20	3	154	B	
55	西本浦公園	西本浦町22番	水洗	9.34	3	154	B	
56	洋光台第二公園	向洋新町二丁目14番	水洗	7.80	3	154	B	
57	仁保新町公園	仁保新町二丁目4番	水洗	7.55	3	154	B	

清掃分類	A公便	B公便
箇所数	4	53
面積(㎡)	86.40	545.90

# 業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長補佐	課長
----	----	----	----	------	------	----

第 号

令和 8 年度	一般会計	款 土 木 費	項 公園墓園 費	目 公園墓園維持 費	所属 南区維持管理課	設計 8.1	提出 8.1	業務委託 請—負 一般競争入札 随意契約
委託金額 金		業務名 円 南区内公園便所清掃業務			履行場所 南区内一円		委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで	

**施行理由**

本業務は、南区内の公園の便所を常に清潔にし、利用者に不快感を与えないよう維持するため、下記のとおり清掃を行うものである。

**設計概要**

便所清掃

- 便所清掃 (A公便) 1式
- 便所清掃 (B公便) 1式
- 輸送費 1式

委託金額 金	業務名 南区内公園便所清掃業務
-----------	--------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
便所清掃(A公便)			式	1.00			第 1 号明細表参照
便所清掃(B公便)			式	1.00			第 2 号明細表参照
輸送費			式	1.00			第 3 号明細表参照
直接業務費							
共通仮設							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.00			
純業務費							
現場管理費			式	1.00			
業務原価							
一般管理費			式	1.00			
一般管理費(契約保証費)			式	1.00			
業務価格							
消費税相当額			式	1.00			









第 1 号

便所清掃(A公便)

( 100m<sup>2</sup> 当り ) 代 価 表

内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
軽作業員			人				
計							
1m <sup>2</sup> 当り							

第 2 号

便所清掃(B公便)

( 100m<sup>2</sup> 当り ) 代 価 表

内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
軽作業員			人				
計							
1m <sup>2</sup> 当り							

